

令和2年3月30日

保健総務課長 様

地域医療課長

### 新型コロナウイルス感染症の味覚・嗅覚障害について

今般、令和2年3月29日に厚生労働省より下記のとおり新型コロナウイルス感染症に対する、味覚・嗅覚障害の扱いについて国立感染症研究所に確認した旨の連絡がありました。

つきましては、本通知の市内医師会の非会員医療機関等の関係機関への周知についてご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

##### (1) 現時点での考え方

- ① 既に味覚・嗅覚障害の発症日が明確であれば、その日を発症日として良い。
- ② 届出基準のその他の項目には、味覚・嗅覚障害を認める場合は記載していただきたい。
- ③ 今後の国内における知見の集積も勘案しながら、届出基準・届出票等の改定の必要性について検討中。

##### (2) 参考：国立感染症研究所より厚生労働省へ宛てた見解

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年3月12日暫定版）」においては、「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」が発病した日以降に接触、と規定している。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

この中では、現在、発病の定義を必ずしも明記しておらず、帰国者・接触者相談センターへ相談する者の目安が挙げられている。

WHOの疑い症例は「発熱又は急性呼吸器症状」で定義されていることから、多くの国での発病は「発熱又は呼吸器症状の出現日」と定義されていると理解している。

[https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)](https://www.who.int/publications-detail/global-surveillance-for-human-infection-with-novel-coronavirus-(2019-ncov))

しかしながら、国内各地の事例に対応する中で、現病歴の聞き取りを詳細に行って得られた「何らかの症状の発症」が、WHOが疑い症例の発症と規定する「発熱又は急性呼吸器症状」より数日前にあることが大半であることから、その「何らかの症状の発症」を発病の起点として、その時点からの感染性や接触者調査における行動調査の起点とすることで十分対応でき、また医師や保健所による聞き取りを深められるとの感触を得ている。

この観点を踏まえて、既に味覚・嗅覚障害の発症日が明確なら、その日を発症日として良いと考

える。

新型コロナウイルス感染症に伴う味覚・嗅覚障害については、複数の国で症例報告が寄せられているものと思われ、米国耳鼻科学会でも症例の情報を集めている模様。今後、国内における知見の集積も勘案しながら、届出基準・届出票等への反映の必要性について提案していく。

以上

**【担当】**

地域医療課 畑

電話 048-829-1292

FAX 048-829-1967

E-mail [chiiki-iry@city.saitama.lg.jp](mailto:chiiki-iry@city.saitama.lg.jp)